# 第7章

国・県・他団体 からの支援

- 1 被災地への人的応援制度
- (1) 初動期・応急期・復旧期
- ① 災害対策基本法に基づく応援

災害発生時における被災地への人的応援については、災害対策基本法第67条及び第68条において、被災した市町村は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村 又は都道府県に対して応援要請を行うことができることとされている。

なお、同法に基づく応援職員は、被災地において避難所の運営支援や住家等被害状況調査、救援物資・資材の搬入等の業務を担い、派遣期間は短期間である。

#### ▶ 他の市町村長等に対する応援の要求(第67条)

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、**災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる**。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

## > 都道府県知事等に対する応援の要求(第68条)

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

## ② 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援

被災市区町村応援職員確保システムは、大規模災害発生時に被災した市区町村を支援するため、全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして、平成30年3月に総務省において制度化されたシステムで、今回の豪雨災害において初めて運用された。

このシステムの目的は、大規模災害発生直後の被災市区町村において増加する避難所の運営や 罹災証明書の交付等の災害対応業務に対応するため、都道府県又は指定都市を原則として1対1 で被災市区町村に割り当てて対口支援団体を決定し、災害対応業務を支援する応援職員の派遣を 行う。

また、被災市区町村における災害マネジメント機能の低下に対応するため、災害対応のノウハウや推進体制の整備等の災害マネジメントを総括的に支援する災害マネジメント総括支援員を短期的に派遣するものである。

(P208・209「被災市区町村応援職員確保システムによる派遣」を参照)

#### 被災市区町村応援職員確保システムについて

#### システムに基づく応援職員の派遣の目的

- (1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- (2) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

短期の派遣

(1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援



被災 市区町村 応援職員の 必要性の 有無等に ついて把握



被災 都道府県

応援職員の派遣だけでは対応困難

第1段階支援だけでは対応困難

被災都道府県内の 地方公共団体 による応援職員の 派遣だけでは 対応困難である ことを連絡 被災都道府県内の地方公共団体による

報告

被災地域ブロック 幹事都道府県

総務省

<震度6弱以上の地震が観測された 場合等には、総務省が関係機関との 間で情報の収集、共有を実施>

#### 第1段階支援

被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣

●都道府県又は指定都市を原則として1対1で被災市区町村に割り当て、対口支援団体を決定

被災市区町村応援職員 確保現地調整会議

(被災都道府県、被災地域ブロック 幹事都道府県、全国知事会、 全国市長会、全国町村会、 指定都市市長会、総務省)

●被災市区町村に関する情報収集・共有等

被災市区町村応援職員 確保調整本部

(全国知事会、全国市長会、 全国町村会、指定都市市長会、

- ●情報の収集及び共有
- ●総合的な調整及び意思 決定

第2段階支援

全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣

◆全国の都道府県及び指定都市による追加の応援職員の派遣の調整を実施

都道府県にあっては区域内の市区町村と一体的に支援

(2)被災市区町村が行う災害マネジメントの支援 (「総括支援チーム」の派遣)

## 「総括支援チーム」とは

被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援

被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災 都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など

災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム 2 構成

- ・災害マネジメント総括支援員:災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者
- ・災害マネジメント支援員:避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者

※「災害マネジメント」。 の内容

- 災害対応のノウハウ
- 推進体制の整備などの 管理マネジメント
- 総務省等との連絡・調整 など

構括 『成イメージ程支援チー イメージ ムの

災害マネジメント総括支援員 (GADM)

災害マネジメント支援員 など災害対応に知見のある者

(1~2名)

(1名)

連絡調整要員

(1~2名)

#### 災害マネジメント総括支援員等の登録・派遣の仕組み

- ① 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録
- ② 災害マネジメント総括支援員を含む「総括支援チーム」を、対口支援に先立ち都道府県・指定都 市が派遣することが基本

図 被災市区町村応援職員確保システムの概要

(出典:総務省ホームページ/被災地方公共団体に対する人的支援の取組)

## ③ 相互応援協定に基づく応援

災害の発生に備え、地方公共団体間で事前に締結した災害相互応援協定に基づき応援職員を派遣し、派遣された応援職員は、協定に規定されている業務に従事し、被災地における災害応急対策を支援する。なお、相互応援協定に基づく応援職員の派遣期間は短期間である。

	協定の名称	関係地方公共団体	派遣状況		
P	災害時における旧軍港市 相互応援に関する協定 (H24年9月28日締結)	・神奈川県横須賀市 ・京都府舞鶴市 ・長崎県佐世保市	<ul><li>○舞鶴市から派遣</li><li>・業務:住家等の被害状況調査</li><li>・実人数:4人(延べ人数22人日)</li><li>○横須賀市・舞鶴市から派遣(保健師)</li><li>・業務:戸別訪問による健康相談</li><li>・実人員:横須賀市14人,舞鶴市6人</li></ul>		
イ	中核市災害相互応援協定 (H28年4月1日締結)	・中核市58市 (R2年3月末時点)	○大阪府枚方市・高槻市から派遣 ・業 務:避難所等支援 ・実人数:枚方市4人(延べ人数12人日) 高槻市3人(延べ人数9人日)		

表 災害相互応援協定に基づく応援職員の派遣状況

## ④ その他の法令等に基づく主な応援

## ア 緊急消防援助隊【消防庁】

この制度は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した大規模災害等における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することができるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、同年6月に創設された。

その後,平成15年6月の消防組織法改正により緊急消防援助隊が法制化(平成16年4月施行)され,総務大臣が隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し,当該基本計画を踏まえ,消防庁長官が都道府県知事又は市町村長からの申請に基づき,部隊を登録することとされた(令和2年4月1日現在,6,441隊が登録)。

なお、大規模災害時には、消防庁長官の出動の求め又は指示により部隊が出動することとされている(※求めを受け出動した同隊の活動費は受援側が、指示の場合は国が負担)。

#### (P109「緊急消防援助隊」を参照)

#### > 消防組織法(緊急消防援助隊)

第45条 緊急消防援助隊とは、第44条第1項\*\*、第2項若しくは第4項の規定による求めに 応じ、又は同条第5項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、 都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

<sup>※</sup>上記のほか、本市が加入する公益社団法人日本水道協会や全国都市清掃会議から、給水活動や 災害ごみ収集・運搬活動等への応援職員の派遣を受けた。

<sup>\*</sup>第44条(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

第44条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村(以下この条から第44条の3までにおいて「災害発生市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下「消防の応援等」という。)に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

#### イ 警察災害派遣隊【警察庁】

東日本大震災への対応を教訓に、大規模災害発生時における広域的な部隊運用の拡充を図るため、平成24年5月から即応部隊と一般部隊で構成する警察災害派遣隊が編成された。

即応部隊は、発災後、直ちに被災地に派遣され、被災者の救出救助や緊急交通路の確保、行方不明者の捜索などの活動を実施し、一般部隊は、発災から一定期間経過後に、被災地警察等の機能を補完・復旧するために捜索、警戒警ら等の警察活動を長期間にわたり実施する。

なお、同隊の任務や編成等については、警察災害派遣隊設置要綱に規定されている。



図 警察災害派遣隊の概要 (出典:警察庁ホームページ/災害時における警察活動)

### ウ 災害派遣部隊【自衛隊】

自衛隊の災害派遣は、天災、地変、その他の災害に際して人命又は財産の保護に当たり民生安 定に寄与することを目的とする自衛隊の基本的な任務の一つとなっている。

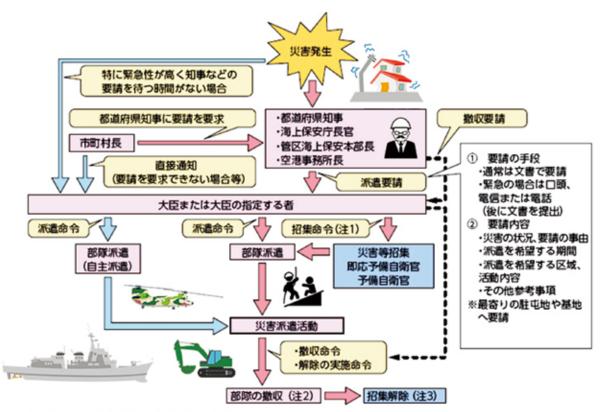
派遣部隊は、被災地において、被害状況の把握、避難の援護、遭難者等の捜索救助、水防活動、 消防活動、道路・水路の啓開、給水支援、通信支援、炊飯支援、防疫、応急医療、人員輸送、救 援物資の緊急輸送、火薬爆発物などの保安措置等の任務に従事する。

なお、災害派遣については、自衛隊法に規定されている。

(P106~「自衛隊」を参照)

#### ▶ 自衛隊法(災害派遣)

- 第83条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、**人命又は** 財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定す る者に要請することができる。
- 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。



- (注1) 即応予備自衛官および予備自衛官の招集は、必要により行う。
- (注2) 部隊をまとめて引き上げること
- (注3) 即応予備自衛官、予備自衛官の招集を解除すること

図 災害派遣の要請から派遣,撤収までの流れ (出典:防衛省・自衛隊ホームページ/災害派遣について)

## コラム 〜豪雨災害を通して〜

### 「愚直さの追求」による災害派遣活動

元海上自衛隊呉地方総監 池 太郎

多量の水を含むと土砂災害の危険性が極めて高い真砂土により、25名の尊い命が奪われ、長期間の断水が発生しました。

呉地方総監として、海上自衛隊の特性を生かした災害派遣活動として陸路が 寸断された地区に海路からの捜索活動の実施及び長期断水に対する生活(入浴・洗濯・給水)支援を 呉艦艇基地内の護衛艦「かが」等約6隻により実施しました。

酷暑の中、各隊員は懸命に市民の心に寄り添う災害派遣活動を展開しました。

市民から「呉に海上自衛隊あり、そして呉市民であって本当に良かった」との率直な感謝の気持ちが現場隊員に伝えられました。隊員の献身的な活動を大いに誇りに思うとともに、今次の災害派遣活動は、「愚直さ」の追求により完遂されたものと確信しています。

## 工 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)【国土交通省】

大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等へ支援が行えるよう、平成20年4月に 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が創設された。

同隊は、大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧などに対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを任務とし、その遂行に当たっては、本省災害対策本部長等の指揮命令のもと、全国の地方整備局等の職員(14.386名の職員を予め指名(令和2年4月1日現在))が活動を展開する。

なお、同隊の目的、事務及び指揮監督等については、緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令 に規定されている。

(P180・181 「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による支援」を参照)

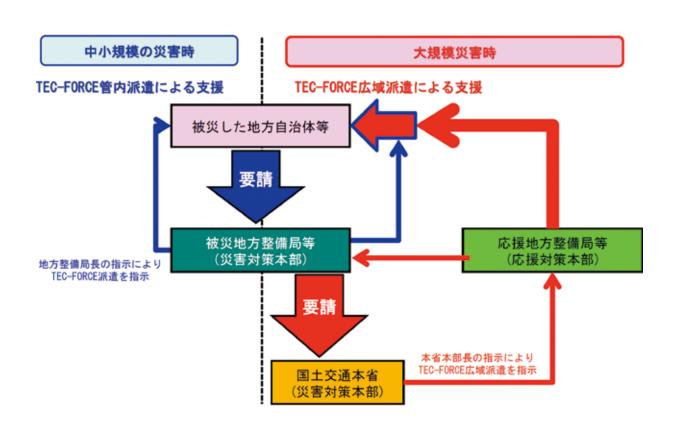


図 災害規模に応じた支援の仕組み

(出典:TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)について/国土交通省 水管理・国土保全局資料)

#### オ 災害派遣医療チーム(DMAT)【厚生労働省】

DMATは、大規模地震及び航空機・列車事故等の災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動が開始できる機動性を持った専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームである。

基本的に医師1名,看護師2名,業務調整員1名の4名で一隊を構成し,広域医療搬送,病院支援,地域医療搬送,現場活動等を任務とする。

なお、災害対策基本法に基づく防災基本計画に、国、都道府県又は日本赤十字社等の役割として、DMATの派遣要請等について記載されている。

(P110・111 「災害派遣医療チーム(DMAT)による活動」を参照)

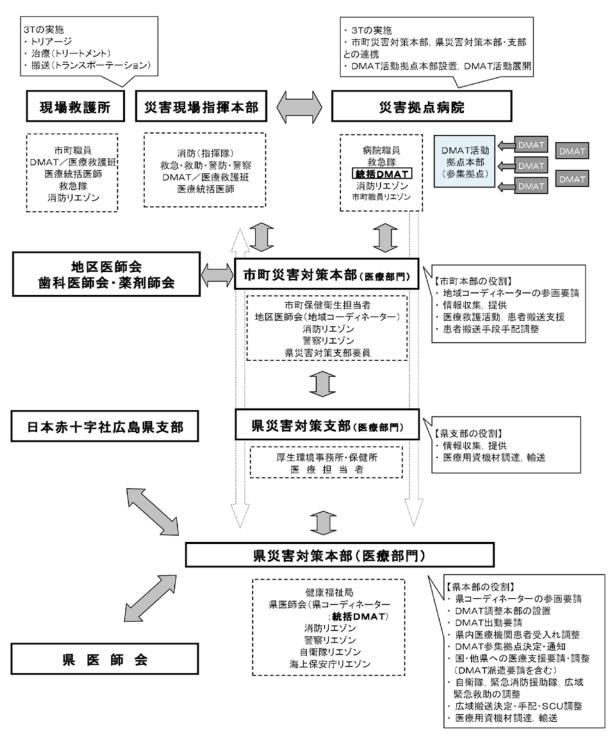


図 災害医療救護体制のイメージ (出典:災害時医療救護活動マニュアル/平成24年3月 広島県)

## (2) 復旧期(中期以降)・復興期

## ① 地方自治法に基づく派遣

地方自治法第252条の17第1項の規定に基づく職員派遣であり、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を処理するため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し、職員派遣を要請することができる。

同法に基づき派遣される応援職員は、被災地等における災害査定などの社会基盤施設復旧業務、被災者の健康相談や戸別訪問などの業務を担い、派遣期間は原則として中長期にわたり、派遣職員の身分の異動(派遣先の身分と併任)を伴うこととなる。

なお、同法に基づく職員派遣のスキームについては、次の図のとおりである。

### ➤ 職員の派遣(第252条の17第1項)

第252条の17 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

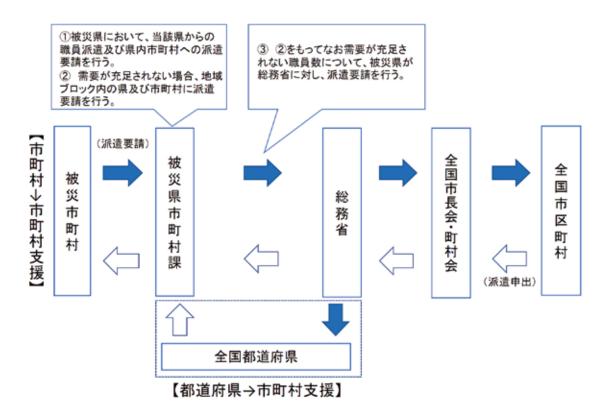


図 総務省と全国市長会・全国町村会による被災市町村への中長期の職員派遣のスキーム (出典:総務省ホームページ/総務省と全国市長会・全国町村会による派遣スキーム)

## 2 本市への応援職員の派遣

## (1) 被災市区町村応援職員確保システムによる派遣

今回の豪雨災害は、総務省において、平成30年3月に制度化された大規模災害発生時に被災市 区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保 システム」が運用された初めての災害であったが、対口支援団体(カウンターパート)による支援 や災害マネジメント総括支援員からの的確な助言などにより、災害応急対策や被災者支援の迅速 化を図ることができた。

## ① 対口支援団体等による職員の派遣

本市では、静岡県が対口支援団体となり、同県内の21市 11町も含め、7月9日(月)から8月31日(金)までの54日間 で延べ1,372人(災害マネジメント総括支援員を含む。)にも 上る応援職員の派遣を受け、避難所の運営支援や断水地域 への給水活動、罹災証明書の発行、罹災証明書発行のため の住家等の被害状況調査など、幅広い業務で支援を受け た。



応援職員による住家の被害状況調査

#### 表 対口支援による応援自治体と応援職員の主な業務内容

応援自治体(静岡県内市町)	応援職員の主な業務内容
静岡市, 沼津市, 熱海市, 三島市, 富士宮市, 伊東市, 島田市, 富士市, 磐田市, 焼津市, 掛川市, 藤枝市, 御殿場市, 袋井市, 下田市, 裾野市, 湖西市, 伊豆市, 御前崎市, 伊豆の国市, 牧ノ原市 (計21市) 東伊豆町, 河津町, 南伊豆町, 西伊豆町, 函南町, 清水町, 長泉町, 小山町, 吉田町, 川根本町, 森町 (計11町)	<ul><li>○避難所の運営支援</li><li>○断水地域への給水活動</li><li>○罹災証明書の発行</li><li>(申請受付・交付業務)</li><li>○罹災証明書発行のための住家等被害状況調査</li><li>○災害見舞金の申請受付</li><li>○土木災害箇所の現地調査等</li></ul>

## ② 災害マネジメント総括支援員の派遣

災害マネジメント総括支援員は、7月9日(月)から19日(木)の間は兵庫県から、翌20日(金)から8月15日(水)の間は静岡県から各1名の派遣を受けた。

派遣決定までの動きとして、発災直後の7月8日(日)に 広島県知事から市長に直接、電話による派遣希望の照会が あり、副市長等との内部協議の上、直ちに派遣の要請を 行った。

その後,総務省において派遣に関する調整が行われ,同 日派遣が決定,翌9日(月)には災害マネジメント総括支援 員が本市に到着し,同日から支援活動が開始された。



災害マネジメント総括支援員との協議

今回の災害に係る応急対策の中では、応援職員も含めた住家等の被害状況調査体制の立ち上げ に向けた調整や、国の関係職員が派遣されている広島県と市の災害対策本部を往復し、被災地の 状況を的確に国に伝える役割を担うなど、様々な場面で的確な助言や支援を受けた。

表 災害マネジメント総括支援員の派遣状況

(敬称略)

派遣元	派遣期間	氏名
兵庫県	7/9(月)~7/19(木)	平田 正教
	7/20(金)~7/28(土)	望月 勇人
静岡県	7/29(日)~8/6(月)	青島 達広
	8/7(火)~8/15(水)	杉原 邦彦

#### 表 災害マネジメント総括支援員による主な取組

区分	支援員による主な取組
災害対応において市長を補佐	○「市長の補佐役」として、発災からの初動期における被災自治体の災害マネ ジメントを支援
住居等の被害状況調査体制の	○罹災証明書の発行に必要な家屋の被害認定ができる職員が少なかったため、内閣府職員を招いた技術研修を実施
迅速な立ち上げ支援	○被災者の生活再建のスピードアップを図るため、調査員の避難所訪問による罹災証明書等の取得支援を実施
被災自治体の状況を国や関係 機関に伝達	○国の関係職員が派遣されている広島県と市災害対策本部とを総括支援員が 往復することにより、被災自治体の窮状や現場が必要としている要望項目 等を伝達



日本経済新聞(平成30年7月17日(火)朝刊)

## (2) 専門職種による人的・技術的支援

## ① 土木技術職員の中長期派遣

今回の豪雨災害では、市内各所において道路や河川をはじめ、橋梁や農林道、公共施設など、 市民生活や経済活動の根幹を支えるインフラが大きな被害を受けた。

このため、被災した土木施設や農林水産業基盤施設等の早期復旧を図り、二次災害の発生防止 や機能回復に努める必要があった。

しかしながら、前述のとおり、被災箇所は膨大な数に上り、現地調査や設計・積算、災害査定などの一連の業務を迅速に実施していく上で、災害復旧を担う本市の土木技術職員への業務負荷の増大と人員不足が懸念される状況となった。

このため、総務部人事課を通じて、地方自治法の規定に基づく中長期の職員派遣を要請した結果、他自治体から土木技術職員が派遣されることとなった。

なお、平成30年度における土木技術職員の中長期派遣は、対口支援団体である静岡県及び静岡市、旧軍港市である横須賀市及び舞鶴市に加え、富山市や明石市、鳥取市から派遣を受けた。

また、令和元年度においても同様に、総務省スキームによる土木技術職員の中長期派遣を要請 し、静岡県、さいたま市、横須賀市、舞鶴市、高崎市、富山市、そして明石市から1年間の派遣 を受けた。

自治体名	派遣期間	派遣人数	本市における所属(当時)	
静岡県	H30年10/1(月)~R2年3/31(火)	14名	土木維持課川尻安浦土木出張所	
鳥取市	〃 11/5(月)~日31年2/28(木)	4名	土木維持課,土木維持課農林土木室	
舞鶴市	10/22(月)~R2年3/31(火)	2名		
富山市	10/18(木)~R2年3/31(火)	2名	上子架柱細曲 拉上十字	
静岡市	// 11/5(月)~H31年3/31(日)	1名	- 土木維持課農林土木室 - -	
横須賀市	〃 10/15(月)~R 2年3/31(火)	1名		
さいたま市	H31年4/1(月)~R2年3/31(火)	1名	土木維持課川尻安浦土木出張所	
高崎市	″ 4/1(月)~R2年3/31(火)	1名	工个框付述用几女佣工个出版例	
明石市	〃 2/1(金)~R2年3/31(火)	1名	土木維持課農林土木室	
合 計		27名		

表 本市への土木技術職員の中長期派遣の状況

※派遣人数は延べ人数であり、人数の多い順に記載

※土木維持課農林土木室は、機構改革により令和元(平成31)年度から農林土木課に改編

## コラム 〜豪雨災害を通して〜

## 災害復旧業務に従事して

静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課 主任 久保田 達也

西日本豪雨の発災から約8ヶ月が経過した平成31年4月に呉市土木部土木維持課川尻安浦土木出張所へ派遣となり、1年間、現地での災害復旧業務に従事しました。



赴任当時と比べれば市街地の復旧は進んでいるものの、郊外へ目を向ければ依然として被災の爪痕が数多く残っています。復旧工事は各箇所で困難な課題も多く、未だ道半ばであり、より一層推進させることが重要となっています。

そうした中、地元の方々から私たちへいただいた感謝と期待のお言葉は大変励みになりました。 私自身は微力でありましたが、ここでの経験を糧として静岡での業務に努めていきたいと思います。 最後になりましたが、公私にわたりご気遣いいただいた呉市職員の皆様には心より感謝申し上げ るとともに、呉市の一日も早い復旧・復興を願っております。

## ② 保健師の派遣(短期・中長期)

#### ア 保健師の短期派遣

被災地への保健師の派遣については、前述の厚生労働省の調整に基づく短期派遣のほかにも、 複数の自治体から支援を受けた。

保健師の短期派遣に当たっては、7月10日(火)から同月27日(金)までの間に4自治体から保健師派遣についての打診があり、このうち神奈川県横須賀市及び京都府舞鶴市については、相互協定(災害時における旧軍港市相互応援に関する協定)による派遣、石川県能美市及び福岡県福岡市については、それぞれ人事担当部署を通じての自主的な派遣であった。

これら保健師の派遣については、福祉保健部保健所健康増進課が直接相手方と調整したが、こうした受援自体が初めてのことであったため、受入れに際しては、宿泊先や移動手段、特に業務場所までの地理的情報や道路事情(刻々と状況が変化する道路通行規制等)の情報提供が必要であり、これらの調整に労力を要する一面もあった。

こうした受入調整によって、同月20日(金)からは横須賀市の保健師による活動が開始され、次表に示すとおり、8月11日(土)までの間、4自治体から保健師等の派遣を受けた。

なお、これらの保健師等は、主に、厚生労働省の調整による派遣チームが活動する天応・安浦 地区以外の地域における避難所等を中心に、被災者の健康相談、健康チェック、避難所の衛生対 策などの活動を行った。(P113「保健師による保健活動」を参照)

自治体名	派遣期間(移動日含む)	派遣人員及び主な活動内容	
横須賀市	7/20(金)~8/11(土)	派遣人員	14人(全て保健師) ※保健師2人1組を7回にわたり派遣
		活動内容	吉浦地区の避難所及び戸別訪問による健康相談等
舞鶴市	7/22 (日) ~8/7(火)	派遣人員	6人(全て保健師) ※保健師2人1組を3回にわたり派遣
		活動内容	川尻・安浦地域での戸別訪問による健康相談等
能美市	7/26 (木) ~8/3(金)	派遣人員	4人(保健師2人,業務調整員2人) ※各1人ずつ2人1組で2回派遣
		活動内容	音戸・昭和地区の避難所での健康相談等
福岡市	8/7(火)~8/10(金)	派遣人員	4人(保健師2人,業務調整員2人) ※4人1組で1回派遣
		活動内容	音戸・昭和地区での戸別訪問による健康相談等

表 保健師の短期派遣の状況(厚生労働省の調整による短期派遣を除く)

#### イ 保健師の中長期派遣

前述の避難所を中心とした健康相談等の活動に加え、発災直後から見合せていた母子保健法に基づく乳幼児の健康診査など、通常業務の段階的な再開\*に伴って、本市の保健師への業務負荷の増大と人員不足が懸念される状況となった。

このため, 総務部人事課を通じて地方自治法の規定に基づく中長期の職員派遣を要請した結果, 被災者の健康相談や戸別訪問のほか,市保健師の通常業務の支援として,保健師の派遣を受ける ことになった。 こうした中長期の派遣により、各種健康診査等の通常業務についても応援保健師がサポートすることで市保健師の負担軽減につながり、引き続き被災者への戸別訪問等をきめ細かく行う体制を整えることができた。

なお、平成30年度においては、広島県大竹市、短期派遣においても支援を受けた石川県能美市、対口支援団体である静岡県及び同県内の3市(磐田市、富士市、熱海市)から保健師の中長期派遣を受けた。また、令和元年度においても同様に、総務省のスキームによる保健師の中長期派遣を要請し、旧軍港市である横須賀市から1年間の派遣を受けた。



保健師による戸別訪問についての ミーティング(安浦地区)

#### \*通常業務の再開

7月13日(金) 乳幼児健康診査の再開,精神保健相談の再開 7月18日(水) 東保健センターでの成人健康診査の再開

7月25日(水) 発達健診の再開

7月26日(木) 西保健センターでの成人健康診査の再開

#### 表 保健師の中長期派遣の状況

自治体名	派遣期間 (移動日含む)	派遣人員	主な活動内容
大竹市	H30年9/18(火)~H30年11/30(金)	6人	天応地区(避難所等)の健康相談, 戸別訪問
能美市	H30年11/1(木)~H30年12/28(金)	2人	天応地区の健康相談、通常業務の支援
静岡県	H30年10/18(木)~H30年11/30(金) H31年2/1(金)~H31年2/28(木)	3人	安浦地区の戸別訪問、安浦保健出張所の業務支援
磐田市	H30年12/1(土)~H30年12/28(金)	1人	安浦地区の戸別訪問、安浦保健出張所の業務支援
富士市	H31年1/4(金)~H31年1/31(木)	1人	安浦地区の戸別訪問、安浦保健出張所の業務支援
熱海市	H31年 3 / 1 (金)~H31年 3 /31(日)	1人	安浦地区の戸別訪問、安浦保健出張所の業務支援
横須賀市	H31年4/1(月)~R2年3/31(火)	1人	安浦保健出張所での被災者支援、通常業務の支援

これらの支援のほかにも、高知県から広島県(西部保健所呉支所)へ派遣されている保健師が、9月から4か月にわたり天応地区での健康相談や戸別訪問のほか、他市から本市に派遣された保健師の活動場所や日程調整等の業務の調整役として活動された。

#### 表 広島県西部保健所呉支所への保健師の派遣(実質的な呉市への人的支援)

自治体名	呉市での従事期間	派遣人員	主な活動内容
古 知 個	H30年9/6(木)~10/31(水)	)	派遣保健師の業務の調整 天応地区での健康相談.
高知県	H30年11/1(木)~12/28(金)	保健師2人(1か月単位で交代)	天応地区での戸別訪問等



とまとめた。

オローしていきましょう」 かも気になる。しっかりフ

埋した食事がとれているの

が苦しんでいるようだっ が随所に残り、「行き交う 3日。 大量の土砂やがれき 立ったのが不眠や拒食の問 健康相談にあたった。 た」と振り返る。 、も元気がなく、地区全体 呉に派遣されたのは9月 避難所を訪れ、被災者の 目

と、災害を思い出して気分 を交えた会議が開かれた。 のあり方を考えるため、地 民センターで、今後の支援 元の民生委員や市の職員ら 9日、天応地区の天応市 「雨やサイレン音を聞く

師・西

生活が一変しているの

万がよかった」と寂しがる

天応地区で、市の保健師とともに健康相談や生活 の西川公恵さん(59)は、12人が犠牲になった呉市 し、被災者の心のケアに努めている。うち高知県 された2人の保健師も避難所や仮設住宅を訪問 県内の西日本豪雨の被災地では、他県から派遣

窓が少なく、湿気がこも に触るだけでも抵抗がある 会を務めた西川さんは 戸が次々に報告された。司 る」などといった被災者の が悪くなる」「仮設住宅の がいるかもしれない。調 震災発生直後の2011

った人がいない。避難所の かり。入居者から「近所だ 住宅への入居が始まったば 向かった。避難所から仮設 年5月に宮城県南三陸町 <

地に派遣された時のこと は、東日本大震災の被災 問している。思い出すの っかり聞いて、思いを受け 設住宅で暮らす人たちを訪 されてからは、建設型の仮 止めることを心がけた」 9月14日に避難所が閉鎖

と考えるからだ。

引き継ぎたい」と話してい となり、別の保健師と交代 た課題を共有し、 する。「生活の支援に区切 りはない。聞き取って感じ 今月末に派遣期間が満了 しっかり

で、被災された方の話をし ミュニティーを作れるよう 先でも、話し相手の有無や 声が相次いだという。 援への第一歩になるはず」 心を砕く。「それが自立支 き取り、被災者が新しいコ 外出の頻度などを丁寧に聞 その経験から、呉の訪問

# 県外から50人以上

## 自治体職員ら復旧業務

務に携わっている。

**破災状況の確認や測量、原因調査とい** く、林業11人、農業土木8人と続く。 職種別では、土木が20人で最も多

関わる職員が多いという。 った災害査定や、査定に向けた準備に

原田悠自

ら派遣された自治体職員ら50人以上 と、11日現在も25府県からの46人が業 などにあたってきた。県人事課による が、被災地の復旧や被災者の生活支援 西日本豪雨では、これまでに県外か

高知県から派遣された保健師の活動について伝える新聞記事 朝日新聞(平成30年10月21日(日)朝刊)

## ③ 日本水道協会

7月8日(日)に、日本水道協会\*1に対して、「地震等緊急時対応の手引き」に基づく応援を要

請し、同月10日(火)には、広島県廿日市市、熊本県熊本市、同県玉名市、宮崎県宮崎市の4事業体から給水車5台の応援を受けた。

その後も、同協会を通じて各地方支部からの給水支援が行われ、8月2日(木)の川尻地区の断水解消までの23日間(台風第12号の接近に伴い給水活動を中止した7月29日(日)を除く。)で、合計28事業体からの支援を受けた。

また、広範囲にわたる通水作業においても、7月14日 (土)から同月18日(水)にかけて6事業体からの支援を受けた。(P123・124「関係機関による応急給水」を参照)



熊本市による旧小坪小学校での応援給水

水道の普及とその健全な発達を図るための諸事業を行うことにより、公衆衛生の増進に寄与することを目的として、 水道事業を担当する自治体等で構成された公益社団法人

応援内容	地方支部	事業体名
	関東	【埼玉県】さいたま市
	中部	【愛知県】名古屋市,豊橋市 【三重県】伊賀市,松阪市 【福井県】福井市,敦賀市
運搬給水	中国四国	【広島県】広島市、福山市、廿日市市 【岡山県】岡山市 【山口県】下関市、宇部市、下松市、山陽小野田市、萩市、光市、防府市、山口市
	九州	【熊本県】熊本市,玉名市,大津菊陽水道企業団,益城町 【宮崎県】宮崎市,日南市,延岡市,日向市,都城市
通水作業	中国四国	【山口県】下関市,岩国市,宇部市 【島根県】松江市,出雲市 【高知県】高知市

表 日本水道協会による支援の状況

## ④ 日本下水道管路管理業協会

7月13日(金)に、日本下水道管路管理業協会\*2中国・四国支部広島県部会に対して、平成30年6月1日に締結した災害時復旧支援協定に基づく応援を要請し、同協会の応援隊として、同月15日(日)から広島県チームによる堆積土砂の吸引などの清掃作業が開始された。その後、同月24日(火)から島根県チーム、同月26日(木)からは愛媛県チームにより、浸水被害によって下水道管路内への土砂堆積が多く見られた安浦駅北側の地域での清掃作業が実施された。

_	日本下水道管路管理業協会による支援の状況
<del></del>	日本トル・日帝政帝神美政会し、「ちち埃川」作品

チーム名	活動期間	延べ人数
広島県	7/15 (日) ~8/9(木)	120.5人
島根県	7/24 (火) ~8/2(木)	27人
愛媛県	7/26 (木) ~8/4(土)	32人
	179.5人	



日本下水道管路管理業協会による清掃作業

下水道管路施設の管理に関する諸事業を行うことにより、国土の整備保全と市民生活における公衆衛生の向上を図り、 もって公益の増進に寄与することを目的として、下水道管路施設管理業を営む法人等で構成された公益社団法人

<sup>\*1</sup>日本水道協会

<sup>\*\*2</sup>日本下水道管路管理業協会

## ⑤ 全国都市清掃会議

今回の豪雨災害により大量に発生した災害ごみを早急に集積し処理することが、被災後の市民 生活を再建する上で喫緊の課題であった。

このため、7月12日(木)に環境省を通じて、全国都市清掃会議へ災害ごみ収集・運搬の応援を要請した。同月19日(木)に川崎市からの応援が決定し、以降、同市環境局収集計画課と応援部隊の宿泊場所等の受入準備や活動場所等について協議を重ねた。

そして、同月25日(水)に第1陣の応援部隊(集積車6台・職員14人)が本市に到着し、翌26日 (木)から30日(月)までの間、天応・安浦地区において災害ごみの収集・運搬作業が行われた。

また、翌31日(火)には、撤収した第1陣に代わって第2陣(職員16人)が到着し、翌8月1日 (水)から5日(日)までの間、安浦地区において収集・運搬作業が行われた。

翌6日(月)には第2陣が撤収し、川崎市からの支援は終了することとなったが、この間、市民 生活の再建等に向けた多大なる支援を受けた。

	公 川崎市にいる人自己のの人衆 定域に係る利用性とも
日付	主な経過
7/12(木)	環境省を通じて全国都市清掃会議に災害ごみの収集・運搬の応援を要請
7/19(木)	川崎市からの応援決定(以降,受入体制等について協議開始)
7 /25(水)	川崎市応援部隊第1陣到着(集積車6台・職員14人)
7/26(木)	出発式(8:00)の後, 応援開始 ・地区:天応・安浦 ・期間:7/26(木)~30(月)
7/31(火)	第1陣撤収・第2陣到着(職員16人)
8/1(水)	応援開始(8:00 ~) ・地区:安浦 ・期間:8/1(水)~5(日)
8/6(月)	第2陣撤収

表 川崎市による災害ごみの収集・運搬に係る時間経過等



清掃活動開始に伴う本市での川崎市応援部隊の出発式



川崎市応援部隊による収集作業

## (3) 他自治体からの人的・技術的支援

今回の豪雨災害により甚大な被害を受けた本市においては、発災直後から、避難所の運営や住家等の被害状況調査、罹災証明書の交付、給水などの膨大な作業に追われる一方、情報や人員、また、各種対策のノウハウの不足等により、本市のみでの対応には限界があった。

こうした中,前述の「被災市区町村応援職員確保システム」による支援に加え,相互応援協定に基づく旧軍港市や中核市,さらには,広域応援協定に基づく関西広域連合の構成団体や中国ブロック内の市町等からも多くの応援職員の派遣を受け、これらの山積する作業に対応した。

なお、7月9日(月)から8月31日(金)までの54日間で、災害時の相互応援協定や広域応援協定により派遣を受けた地方公共団体を含む1府4県21市3町から人的支援を受け、派遣人数は実人数で155人、延べ人数では624人にも上った。

表 他団体からの職員派遣の状況

自治体名		派遣期間	派遣人数		
			実人数	延べ人数	· 対応業務
宮城県多賀城市		7/10(火)~8/8(水)	9人	62人	住家等被害状況調査
石川県能美市		7/20(金)~8/8(水)	7人	24人	避難所等支援,給水等
滋賀県		7/22(日)~7/27(金)	4人	12人	給水
京都府舞鶴市		7/23(月)~8/2(木)	4人	22人	住家等被害状況調査
大阪府		7/22(日)~7/27(金)	4人	11人	給水
(大阪府)	高槻市	7/14(土)~7/16(月)	3人	9人	- 避難所等支援
	枚方市	7/14(土)~7/16(月)	4人	12人	
和哥	次山県	7/20(金)~7/27(金)	4人	14人	給水(※7/23 (月)を除く)
鳥取県琴浦町		7/21(土)~7/24(火)	6.1	24 1	<b>化字效</b> 加中4000 细末
与月	.示今 用 <sup>叫</sup>	7/29(日)~8/5(日)	6人	24人	住家等被害状況調査
島村	見見	7/17(火)~8/12(日)	43人	134人	避難所等支援, 住家等被害状況調査
	松江市	7/26(木)~7/28(土)	2人	6人	- 避難所等支援
(島根県)	浜田市	7/23(月)~7/25(水)	2人	6人	
	出雲市	7/19(木)~7/22(日)	2人	8人	
	益田市	7/29(日)~7/31(火)	2人	6人	
	安来市	7/26(木)~7/27(金)	2人	4人	
	雲南市	7/23(月)~7/25(水) 8/4(土)	4人	8人	
	飯南町	8/1(水)~8/3(金)	2人	6人	
山口県		7/17(火)~8/8(水)	21人	110人	避難所等支援,住家等被害状況調査
(山口県)	下関市	7/23(月)~7/27(金) 7/30(月)~8/3(金)	4人	20人	- 住家等被害状況調査
	宇部市	7/17(火)~7/22(日)	2人	12人	
	山口市	7/17(火)~8/8(水)	2人	10人	
	防府市	7/17(火)~7/22(日)	2人	12人	
	美祢市	7/23(月)~7/27(金)	2人	10人	
	萩市	8/4(土)~8/8(水)	4人	20人	避難所等支援
	長門市	7/25(水)~7/29(日)	2人	10人	
	柳井市	7/25(水)~7/29(日)	2人	10人	
	山陽小野田市	7/28(土)~8/3(金)	4人	20人	避難所等支援, 住家等被害状況調査
福岡県福岡市		8/13(月)~8/17(金)	4人	10人	住家等被害状況調査
熊本県御船町		8/6(月)~8/11(土)	2人	12人	住家等被害状況調査
合 計		1府4県21市3町	155人	624人	